

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第1節 許可</p> <p>（許可申請書の添付書面）</p> <p>4-2 規則第1条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 規則第1条第1号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。</p> <p><u>なお、「登記事項証明書」については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付させることを要しない。</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>11の2-1 法第11条の2《許可の承継》に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 令第3条第3項《通関業の許可を承継することの承認の手続》に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。</p> <p>イ 「資産の状況を示す書面」は、法第4条第2項《許可の申請》の規定に準ずるものとする。</p> <p><u>ロ 規則第2条《許可の承継に係る承認申請の添付書面》で準用する規則第1条第1号《通関業許可申請書の添付書面》で規定する「登記事項証明書」については、情報通信技術を活</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 通関業</p> <p style="text-align: center;">第1節 許可</p> <p>（許可申請書の添付書面）</p> <p>4-2 規則第1条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 規則第1条第1号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。</p> <p>(3)～(7) 同左</p> <p>（許可の承継の承認手続等）</p> <p>11の2-1 法第11条の2《許可の承継》に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 令第3条第3項《通関業の許可を承継することの承認の手続》に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。</p> <p>イ 「資産の状況を示す書面」は、法第4条第2項《許可の申請》の規定に準ずるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付させることを要しない。</u></p> <p>ハ 規則第2条《許可の承継に係る承認申請の添付書面》で準用する規則第1条第7号《通関業許可申請書の添付書面》で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記4-2(7)（許可申請書の添付書面）によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関業の譲渡し（以下この項及び後記11の2-3（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条《事業譲渡等の承認等》）、吸収合併契約（同法第749条第1項《株式会社が存続する吸収合併契約》）、新設合併契約（同法第753条第1項《株式会社を設立する新設合併契約》）、吸収分割契約（同法第758条《株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約》）、新設分割計画（同法第763条《株式会社を設立する新設分割計画》）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人（後記11の2-3において「合併後の法人等」という。）にあっては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書^{（注）}を提出させるものとし、<u>その提出については、前記ロに準ずる。</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p>	<p>ロ 規則第2条《許可の承継に係る承認申請の添付書面》で準用する規則第1条第7号《通関業許可申請書の添付書面》で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記4-2(7)（許可申請書の添付書面）によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関業の譲渡し（以下この項及び後記11の2-3（承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等）において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条《事業譲渡等の承認等》）、吸収合併契約（同法第749条第1項《株式会社が存続する吸収合併契約》）、新設合併契約（同法第753条第1項《株式会社を設立する新設合併契約》）、吸収分割契約（同法第758条《株式会社に権利義務を承継させる吸収分割契約》）、新設分割計画（同法第763条《株式会社を設立する新設分割計画》）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人（後記11の2-3において「合併後の法人等」という。）にあっては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書^{（注）}を提出させるものとする。</p> <p>(3)～(7) 同左</p>